

平成22年11月30日
国土交通省中部地方整備局
木曾川下流河川事務所

お知らせ

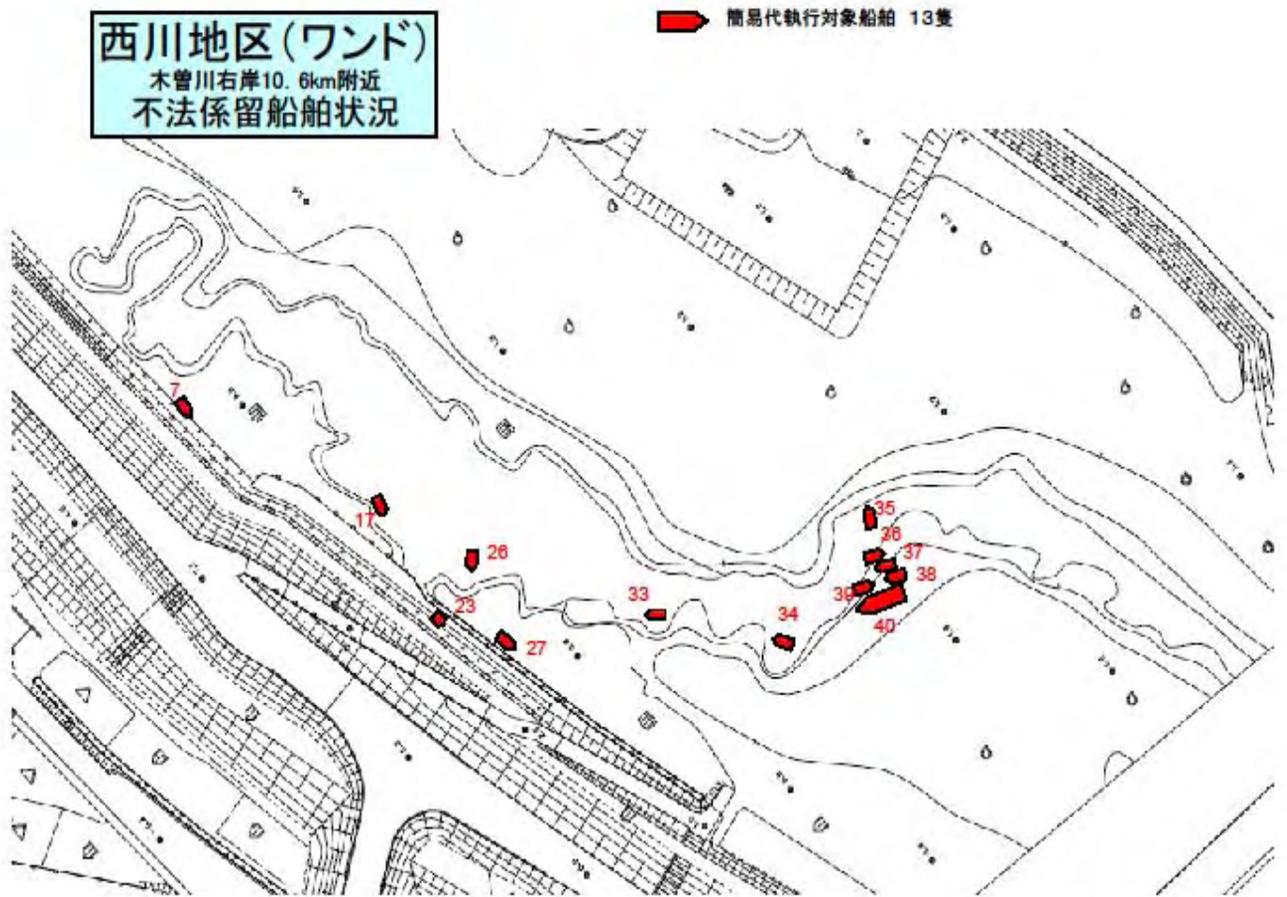
1. 件名 不法係留船舶に対する措置の実施について
2. 概要 木曾川右岸 10.6k付近（桑名市長島町西川地先）において、所有者不明の不法係留船舶13隻に対し、平成22年11月30日に河川法第75条第3項に基づく監督処分（簡易代執行）を行う旨の公告をしました。簡易代執行の実施については平成23年1月中旬を予定しています。
- 公告は、現地、木曾川下流河川事務所、同事務所長島出張所及び桑名市長島町総合支所産業課において実施しています。
- 桑名市長島町西川地先は、日常管理のできていない船が多く、長年にわたり放置状態が続いていました。転覆・廃船等があることから油流出による水質事故や洪水時に流れ出すおそれがあり、また、水辺の楽校付近でもあることから景観阻害にもなっています。所有者の判明している船舶については指導により撤去されましたが、所有者不明の不法係留船舶については平成22年8月2日に看板設置による撤去指導等をいたしましたが、是正されない状況であり、河川管理上の支障が大きくこれ以上放置できないため、簡易代執行を行う旨の公告をしました。
3. 配付資料
- (1)位置図
 - (2)現況図
 - (3)現況写真
 - (4)公告文(例)
 - (5)行政代執行と簡易代執行
 - (6)根拠法令
4. 解 禁 指定なし
5. 配 布 先 桑名記者クラブ、津島記者クラブ、大垣記者クラブ、
6. 問合せ先 国土交通省中部地方整備局 木曾川下流河川事務所
- 占有調整課長 山田 裕代
占有調整指導官 北澤 晃也
TEL 0594-24-5718

位置図



簡易代執行公告場所
(桑名市長島町西川地先)

現況図



現況写真



不法係留船舶(平成22年10月4日撮影)

公告文(例)

(青字は対象物件によって記載する内容が変わる)

公 告

河川法(昭和39年法律第167号)第75条第3項の規定に基づき、次のとおり公告する。

下記行為は、河川法第24条の規定に違反しているので、所有者、占有者その他当該物件について権原を有するもの(以下「所有者等」という。)に対し、同法75条第1項の規定に基づき、下記期限までに当該物件を河川区域外へ除却するよう命ずる。

なお、下記期限までに当該物件を河川区域外へ除却しないときは、河川法第75条第3項の規定に基づき、河川管理者又はその命じた者若しくは委任した者において除却し、これに要した費用については同法第75条第9項の規定に基づき所有者等の負担とする。

記

1. 河川名 一級河川木曾川水系木曾川
2. 行為の内容 河川区域内における船舶の放置
3. 対象物件
場所 木曾川右岸 (距離標 10.6Km付近) 桑名市長島町西川地先
種類 船舶(船舶番号〇〇〇-〇〇〇〇〇)

対象物件の写真

4. 除却期限 平成22年12月29日
5. 問い合わせ先
国土交通省中部地方整備局 木曾川下流河川事務所
占有調整課 (TEL 0594-24-5718) 〒511-0002 三重県桑名市大字福島 465
長島出張所 (TEL 0594-42-0257) 〒511-1112 三重県桑名市長島町大倉 17-52

平成22年11月30日

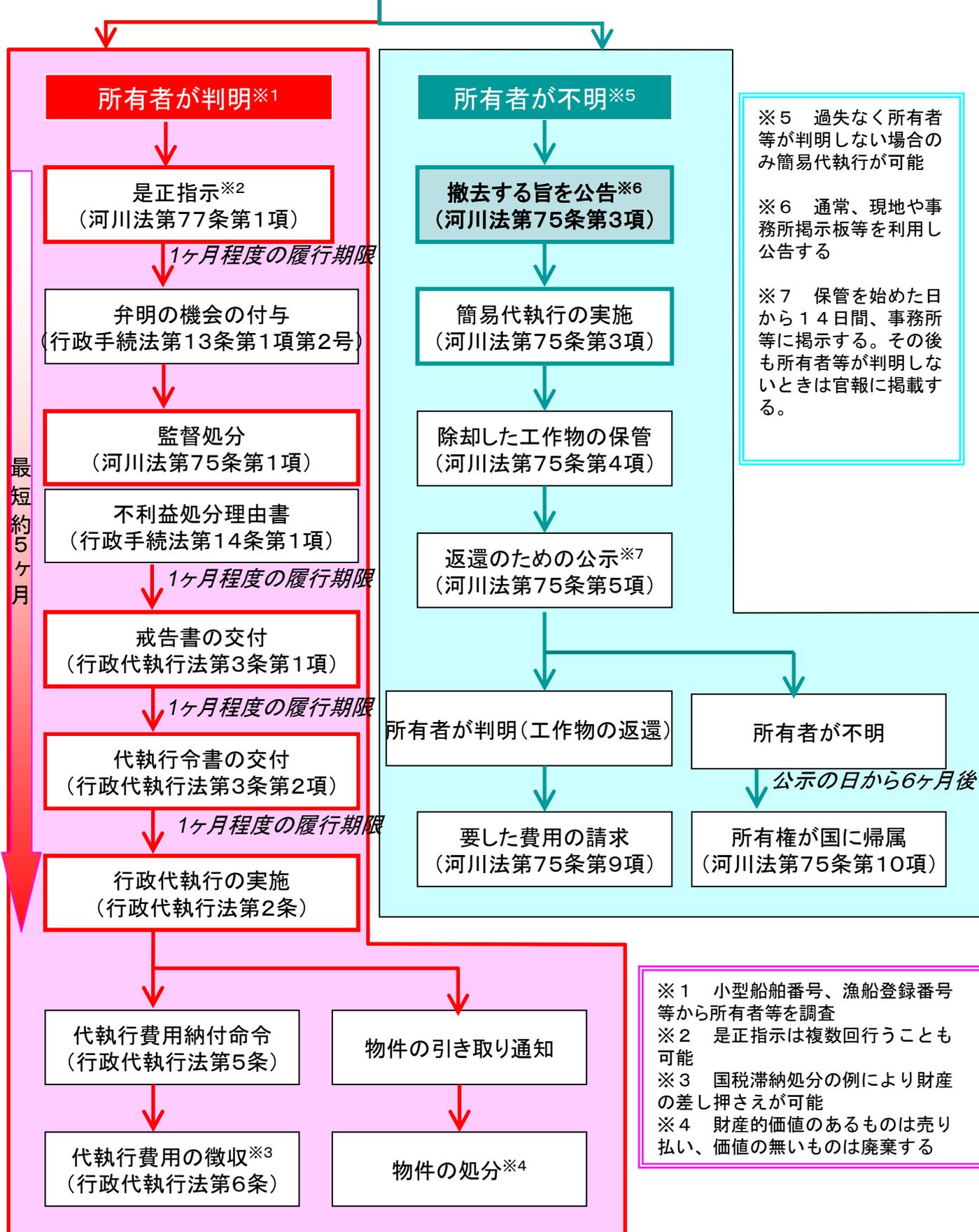
名古屋市中区三の丸2丁目5番1号
河川管理者
国土交通省中部地方整備局長

行政代執行と簡易代執行

行政代執行

不法係留船

簡易代執行



最短約5ヶ月

※5 過失なく所有者等が判明しない場合のみ簡易代執行が可能

※6 通常、現地や事務所掲示板等を利用し公告する

※7 保管を始めた日から14日間、事務所等に掲示する。その後も所有者等が判明しないときは官報に掲載する。

※1 小型船舶番号、漁船登録番号等から所有者等を調査

※2 是正指示は複数回行うことも可能

※3 国税滞納処分の例により財産の差し押さえが可能

※4 財産的価値のあるものは売り払い、価値の無いものは廃棄する

＜参考法令＞

◎ 河川法

(河川管理者の監督処分)

第75条 河川管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この法律若しくはこの法律に基づく政令若しくは都道府県の条例の規定によつて与えた許可若しくは承認を取り消し、変更し、その効力を停止し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の中止、工作物の改築若しくは除却(第24条の規定に違反する係留施設に係留されている船舶の除却を含む。)、工事その他の行為若しくは工作物により生じた若しくは生ずべき損害を除去し、若しくは予防するために必要な施設の設置その他の措置をとること若しくは河川を原状に回復することを命ずることができる。

- 一. この法律若しくはこの法律に基づく政令若しくは都道府県の条例の規定若しくはこれらの規定に基づく処分に違反した者、その者の一般承継人若しくはその者から当該違反に係る工作物(除却を命じた船舶を含む。以下この条において同じ。)若しくは土地を譲り受けた者又は当該違反した者から賃貸借その他により当該違反に係る工作物若しくは土地を使用する権利を取得した者
- 二. この法律又はこの法律に基づく政令若しくは都道府県の条例の規定による許可又は承認に付した条件に違反している者
- 三. 詐欺その他不正な手段により、この法律又はこの法律に基づく政令若しくは都道府県の条例の規定による許可又は承認を受けた者

3 前2項の規定により必要な措置をとることを命じようとする場合において、過失がなくて当該措置を命ずべき者を確知することができないときは、河川管理者は、当該措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該措置を行うべき旨及びその期限までに当該措置を行わないときは、河川管理者又はその命じた者若しくは委任した者が当該措置を行う旨を、あらかじめ公告しなければならない。

4 河川管理者は、前項の規定により工作物を除却し、又は除却させたときは、当該工作物を保管しなければならない。

5 河川管理者は、前項の規定により工作物を保管したときは、当該工作物の所有者、占有者その他当該工作物について権原を有する者(以下この条において「所有者等」という。)に対し当該工作物を返還するため、政令で定めるところにより、政令で定める事項を公示しなければならない。

9 第3項から第6項までに規定する工作物の除却、保管、売却、公示その他の措置に要した費用は、当該工作物の返還を受けるべき所有者等その他第3項に規定する当該措置を命ずべき者の負担とする。

10 第5項の規定による公示の日から起算して6月を経過してもなお第4項の規定により保管した工作物を返還することができないときは、当該工作物の所有権は、国土交通大臣が保管する工作物にあつては国、都道府県知事が保管する工作物にあつては当該都道府県知事が統括する都道府県に帰属する。

◎ 行政代執行法

第二条 法律(法律の委任に基く命令、規則及び条例を含む。以下同じ。)により直接に命ぜられ、又は法律に基き行政庁により命ぜられた行為(他人が代つてなすことのできる行為に限る。)について義務者がこれを履行しない場合、他の手段によつてその履行を確保することが困難であり、且つその不履行を放置することが著しく公益に反すると認められるときは、当該行政庁は、自ら義務者のなすべき行為をなし、又は第三者をしてこれをなさしめ、その費用を義務者から徴収することができる。

第三条 前条の規定による処分(代執行)をなすには、相当の履行期限を定め、その期限までに履行がなされないときは、代執行をなすべき旨を、予め文書で戒告しなければならない。

2 義務者が、前項の戒告を受けて、指定の期限までにその義務を履行しないときは、当該行政庁は、代執行令書をもつて、代執行をなすべき時期、代執行のために派遣する執行責任者の氏名及び代執行に要する費用の概算による見積額を義務者に通知する。